

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工事設計書

事業年度	令和 7年度	設計年月	令和 年 月	予算科目	款項	目	節
工事場所	京都市伏見区醍醐東合場町 地内						
路線名又は河川名等							
工事名	公園土留設置工事（醍醐どんぐり公園）						
工期	契約日の翌日から令和 8年 9月30日まで						
事業課(所)名	みどり政策推進室						
工事番号							
変更回数							
主工種	単価 使用年月 令和 年 月						
前払金支出	歩掛適用年月 令和 年 月						
	基準適用年月 令和 年 月						
	単価 地区						
	調整区分						

京都市 建設局



京都市

工事概要

工事延長				m	30
山砂舗装	m2	30	重力式擁壁	m3	12
管理施設整備工	式	1			

施工理由

本工事は、公園の土留機能が失われているため、新たに重力式擁壁を設置し、土留機能を向上させるものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工 事 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内訳	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回		円	
	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回		円	
支 給 品 費		前回	円	円	円
		今回		円	

京都市 建設局

京都市

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年12月	
歩掛適用年月	2025年12月	
基準適用年月	2025年12月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	09:公園工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金錢的保証	0.04%

見積參考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

設計内訳書（本01）

工事名	公園土留設置工事（醍醐どんぐり公園）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基盤整備		式	1				
敷地造成工		式	1				
整地工		式	1				
山砂舗装	t=100, 山砂(グラウンド用)最大粒径5mm以下, シルト分適度, 安定処理剤, 塩化マグネシウム1.2kg/m ²	m ²	30				(概)
構造物撤去工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り (参考数量)	がれき(路盤材), 現場制約あり	m ³	1				(概)
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート構造物取壊し(鉄筋)	構造物区分:鉄筋構造物, 工法区分:人力施工	m ³	4				
コンクリート構造物取壊し(無筋)	構造物区分:無筋構造物, 工法区分:人力施工	m ³	2				
既存ブロック塀切断	コンクリートカッター, ブロック目地部(垂直), t=100以下	m	3				(概)
舗装版切断	舗装版種別:コンクリート舗装版, コンクリート舗装版厚:15cm以下	m	3				(概)
防護柵撤去工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	公園土留設置工事（醍醐どんぐり公園）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
既存目隠しフェンス撤去・再設置	H=1800,撤去・再設置	m	21				(概)
樹木撤去工		式	1				
中木撤去	H=2000以下,発生材の積込含む	本	27				(概)
運搬処理工		式	1				
殻運搬(鉄筋)	殻発生作業:コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし, 積込 条件:人力積込,DID区間の有無:有	m3	4				(概)
殻処分(鉄筋)	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	4				
殻運搬(無筋)	殻発生作業:コンクリート(無筋)構造物とりこわし, 積込 条件:人力積込,DID区間の有無:有	m3	2				(概)
殻処分(無筋)	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	2				
枝葉運搬	枝葉	t	1				(概)
枝葉処分	枝葉	t	1				
根株運搬	根株	t	1				(概)
根株処分	根株	t	1				
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	11				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	公園土留設置工事（醍醐どんぐり公園）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
残土等処分	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	11				
廃路盤材運搬	積込区分:人力積込, DID区間の有無:有	m3	1				(概)
廃路盤材処分	がれき(路盤材)	m3	1				
擁壁工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り (参考数量)	土質:土砂, 小規模	m3	30				
埋戻し (参考数量)	土質区分:土砂, 土質:礫質土, 小規模	m3	20				
場所打擁壁工(構造物単位)		式	1				
重力式擁壁	擁壁平均高さ:1mを超える2m未満, 本体コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	12				
円形空洞型枠	φ 100, 型枠施工費・モルタル充填含む	箇所	9				(概)
透水マット設置	t=30 W=400内外	m	20				(概)
透水シート設置	長繊維ポリエスチレン系不織布, t=1 W=1000	m	20				(概)
場所打擁壁工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	公園土留設置工事（醍醐どんぐり公園）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
コンクリート 既設コンクリート擁壁	コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	0.4				(概)
型枠 既設コンクリート擁壁		m2	3				(概)
基礎砕石 既設コンクリート擁壁	基礎材規格:RC-40, t=100	m2	1				(概)
コンクリート削孔 既設コンクリート擁壁	30mm以上200mm未満, 差筋部の施工費, 材料費含む	孔	6				(概)
管理施設整備工		式	1				
柵工		式	1				
目隠しフェンス設置	H=1800 L=400, 端尺バーチの現地加工費含む	箇所	1				
ネットフェンス設置	H=1800 L=1000, 端尺バーチの現地加工費含む	箇所	1				(概)
ガードフェンス設置	H=800 L=2000, 端尺バーチの現地加工費含む	箇所	1				
コンクリート削孔-1 その他フェンス設置部	100mm以上110mm未満, 200mm以上400mm以下, モルタル充填含む	孔	6				(概)
コンクリート削孔-2 ガードフェンス設置部	100mm以上110mm未満, 200mm以上400mm以下, モルタル充填含む	孔	2				(概)
コンクリート 基礎ブロック	コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	0.2				(概)
型枠 基礎ブロック		m2	2				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	公園土留設置工事（醍醐どんぐり公園）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基礎碎石 基礎ブロック	基礎材規格:RC-40, t=100	m ²	1				(概)
施設仕上げ工		式	1				
左官仕上げ工		式	1				
モルタル仕上げ	仕上げの種類:金ごて仕上げ	m ²	3				(概)
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	11				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 41.7%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	公園土留設置工事（醍醐どんぐり公園）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 公園土留設置工事（醍醐どんぐり公園）
工事場所 京都市伏見区醍醐東合場町 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考查項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、隨時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>)に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考查項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

2 現場条件に関する事項

第5条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 工事期間中は、工事標示板、バリケード等の安全施設を設置すること。
- 2 本工事施工箇所は公園未開園地ではあるが、現況は開放されているような状態であるため、小さな子ども等が侵入するという公園の特異性に十分留意し、公園利用者の安全を確保すること。
- 3 堀削、積込、搬出及び搬入の際に乱された公園内の部分は、良質の山砂等をもって良好な状態に復すること。
- 4 施工の際には、既存の公園施設や樹木に損傷を与えることのないよう十分注意すること。なお、支障となる樹木の剪定等現状を変更する行為が必要な場合は、予め監督職員と協議し、承諾を得ること。
- 5 工事箇所の周辺道路には、工事用車両が待機、駐車することがあってはならない。工事関係者の車両についても同様とする。
- 6 本工事の施工に伴い、占用企業者との調整が必要になった場合は、緊密な協議を行い円滑な工事進捗を図ること。
- 7 工事用車両を当工事現場に入りさせるとき（材料・土砂の搬入・搬出等）は、その種類・日時・経路・交通整理員の配置計画を予め監督職員と協議し、必ず監督職員が指定する道路より行うこと。また、園外に出るに当たり道路が汚れる恐れのある場合は、タイヤを洗浄すること。なお、路面の清掃については、受注者の責任で対処すること。
- 8 地下埋設物件等の事故防止について、以下を留意すること。
 - (1) 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急処置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
 - (2) 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果死管の処置を請負者が企業者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。
- 9 道路を使用する場合は、事前に監督職員と協議し、警察と協議を行う必要があるため、監督職員の指示のもと、必要書類を準備しなければならない。
- 10 本工事では、工事現場が住宅地内に立地していることから、工事に伴う騒音、振動及び粉塵の低減対策等、周辺住民や学童等に対する安全対策及び環境への配慮に努めること。なお、騒音振動対策が必要な工種については、「必要」としている。
- 11 構造物取壊し、重力式擁壁等は、主に民有地内での作業を対象としたものであるため、細心の注意を払い、影響範囲は最小限に抑えること。また、民有地内の地下埋設物等は情報として不明確であるため、必ず試掘を行いながら施工するとともに、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に報告し、指示を受けること。

第6条（施工時間）

施工は昼間とし、標準的な作業時間帯は、8時30分～17時30分（準備、後片付けを含む）とする。

第7条（交通誘導警備員）

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
醍醐どんぐり公園	1 名	交通誘導警備員B 1 名	昼 間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第8条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細別	材料・資材・製品
整地工	山砂舗装	山砂（グラウンド用）、塩化マグネシウム
場所打擁壁工（構造物単位）	重力式擁壁	コンクリート(18-8-40BB)
	透水マット設置	透水マット(t=30 W=400 内外)
	透水シート設置	透水シート(長繊維ポリエスチル系不織布 t=1 W=1000)
場所打擁壁工	コンクリート 既設コンクリート擁壁	コンクリート(18-8-40BB)
	コンクリート削孔 既設コンクリート擁壁	コンクリート用棒鋼(SD345 D13 L=200)
柵工	目隠しフェンス設置	目隠しフェンス(H=1800 L=200)
	ネットフェンス設置	ネットフェンス(H=1800 L=1000)
	ガードフェンス設置	ガードフェンス(H=800 L=2000)
	コンクリート 基礎ブロック	コンクリート(18-8-40BB)

第9条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第10条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
 （「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
防護柵撤去工	既存目隠しフェンス撤去・再設置	設置高さ、設置状況等
場所打擁壁工(構造物単位)	重力式擁壁	土(岩)質の変化時 床掘掘削完了時 埋戻し前
	透水マット設置	設置状況等
	透水シート設置	設置状況等
場所打擁壁工	コンクリート 既設コンクリート擁壁	土(岩)質の変化時 床掘掘削完了時 埋戻し前
	コンクリート削孔 既設コンクリート擁壁	鉄筋(差筋)挿入状況
	目隠しフェンス設置	現地加工後の状況、設置状況等
柵工	ネットフェンス設置	現地加工後の状況、設置状況等
	ガード フェンス設置	現地加工後の状況、設置状況等

第11条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
企業者の地下埋設物確認	工事によって企業者等の地下埋設物に悪影響が出ないようにするため、受注者が企業者及び監督職員と立会し、地下埋設物の位置、深さ及び幅等について確認をする。確認方法は、試掘又は各種探知器による。
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする(ただし、立会確認書は必要としない)。
その他事項	必要に応じて立会を求めるこ (ただし、立会確認書は必要としない)。

第12条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載のとおりとする。

4 建設副産物に関する事項

第13条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
コンクリート塊 (有筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字粽谷37番ほか5筆	設計運搬距離 $L = 19.4\text{km}$
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字粽谷37番ほか5筆	設計運搬距離 $L = 19.4\text{km}$
建設発生木材 (根株)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 $L = 7.7\text{km}$ 1本当たり 0.04t
建設発生木材 (枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 $L = 7.7\text{km}$ 1本当たり 0.05t
路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町78番地	設計運搬距離 $L = 7.3\text{km}$

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に隨時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設

計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生土	(指定地処分) 株式会社 SHINJO 京都府京都市伏見区横大路鍬ノ本 22-1	設計運搬距離 L = 7.9km

本工事では土壤調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壤調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壤調査が必要となった場合

なお、土壤調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壤調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壤分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壤の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

第14条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（最終改定令和7年6月1日）（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結

時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設 ②土工 ③基礎工(杭基礎等) ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他()	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第15条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の15日前までに提出すること。

第16条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第17条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考查項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第18条（施工内容）

① 構造物取壊し工

- ・ 設計図面に記載しているブロック塀等の基礎状況については想定であり、現地状況が設計図面と大きく異なる場合は、監督職員との協議を踏まえ、設計変更の対象とする。

② 重力式擁壁

- ・ 重力式擁壁の設置位置（民有地側）は、官民境界を侵さないよう、施工前に墨出し等を行い監督職員と確認を行うこと。また、官民境界に係る資料（地積測量図等）は、発注者から提供する。

③ 目隠し・ネット・ガードフェンス設置

- ・ 各フェンスの設置延長は監督職員と確認を行い、現地状況に合わせ現地加工により端尺パネルの長さを調整すること。

公園土留設置工事（醍醐どんぐり公園）

箇所図

